

第12回定期時代議員総会

—杜の都仙台で 新たな決意を確認—

会長に石龜邦俊君を再選

全国青年税理士連盟第十二回定期時代議員総会は、七月二十一日、二十二日、二十三日の三日間に亘り「杜の都」仙台市のホテルグリーン・グリーンに於いて、全国から三百五十余名が集い盛大に挙行された。

二十一日は、羽田空港での事故のため、大阪・岡山・名古屋等の会員の到着が大巾に遅れたが、無事元気に到着し、前夜祭が開催され、久し振りの再会に夜の明けるまで、飲んだり語り合った。

翌二十二日は、四分科会によるシンポジュームで活発な討論が行なわれた。引き続きシンポジュームの総括報告がなされた後、代議員総会が開催され、活発な質疑応答の中で全議案とも原案通り可決された。特に税理士法改正問題に議論が集中し、再度このような改正案が、国会に上程されるならば、断固反対することを確認した。又来賓に各党国會議員を中心とした業界の代表、地元の代表等を迎えて盛大に催された。そして、会長に石龜邦俊君を再選し、税理士法改悪案の再上程を断固阻止すること等新たな決意を固めた。

二十三日は、観光ツアー・ゴルフコンペが開催され、杜の都仙台での一日を楽しく過した。最後に、次回開催地岡山での再会を誓い合った。

全國青年税理士連盟

全国青年税理士連盟	
連盟本部	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11 第1シルバービル5F 501号
会	発行人 石龜邦俊 会長 編集人 川光夫 広報部長

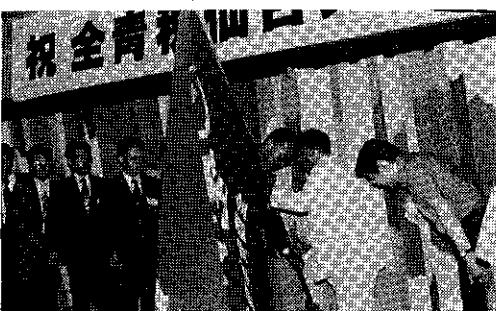


大会風景

新役員紹介



全国青年税連仙台から岡山へ



なごやかな前夜祭



活発な論議・分科会風景



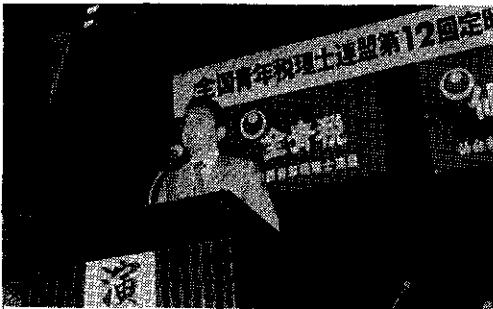
以上の目的を達成するため
われわれ全国青年税理士連盟
はさらに活発な日常活動を行
ない組織を拡大強化しよう。

昭和54年7月22日

行動の源は旺盛な食欲から
—懇親会—団結を約し、がんばろう
—懇親会—来賓あいさつ・鶴山篤参議院
議員（日本社会党）来賓あいさつ・安田純治衆議院
議員（共産党・革新共同）

大会宣言

全国青年税理士連盟は、第十二回定期代議員総会の名において次の通り宣言する。



1 国民のための税理士制度の確立をめざし、「税理士法改正に関する基本要綱」にそった税理士法改正運動の先頭にたって行動しよう。

2 国民生活と中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす一般消費税の導入を阻止しよう。

3 中小企業の切捨てにつながり、税理士の職域を侵害する会社法改正に断固反対しよう。

4 権力を背景にした国税職員の不当な天下りを断固阻止しよう。

全国の青年税理士よ 青税の力を更に強めよう！

会長 石 龜 邦 俊



先般七月二十二日の第十二回定期代議員総会（仙台大会）において計らすも再び会長にご推挙を頂きましたが、この重大な難局を控え責任の重さを痛感している次第です。

そこで新執行部をお預りした以上は初心にかえり、私が前年度の活動の中で学んだ事、反省した点等を考慮に入れ前年度の活動を引き継ぐと共に、本定期総会でご承認を受けた事業計画の実現に全力投球を行なっていきたいと考えております。

税理士法を

数々の諸問題の中でも特に最重要課題は「税理士法改正問題」であります。日税連は去る六月十四日廃案になった「税理士法改正草案」を再び国会に提出することに固執し日税連正副会長会において再提出の決議をし強力な国会活動を展開しております。

あの「改悪税理士法案」について

では当連盟がいち早く改悪点を浮き彫りにして会の内外に警鐘をならして参りました。それが国会にも反映し、当初衆議院一日、参議院一日で法案が通過し成立するもいわれおりましたが、慎重審議の方向に変わり、社会党では「助言義務」の全面削除を打ち出されました。これはひとえに全国青税連の献身的な努力の結果であると思います。

又、日税連は当連盟の反対運動に対し、健全な一般税理士と思想傾向を異にし、偏った国家観、価値観と税理士の使命観を抱く一群ときめつけていますが、むしろ、このきめつけ方をしている日税連の一部特定幹部こそ、これに当たるものである。当連盟は「税理士法改正に関する基本要綱」（昭和四十七年四月日税連理事会全会一致採択）による「国民のための税理士制度」の確立のために運動してあります。日税連が指摘するような思想的な偏向者では決してないのである。

国民から信頼される
税理士法を

一般消費税導入反対 運動をさらに強力に！

次に一般消費税の創設に関する問題であります。この問題については当連盟は数年前から取り組み、業界の内外において先駆的な役割を果たし、相当の評価に値するものと思っております。

この一般消費税創設の問題と税

理士法改正とは大きな係り合いがあるといわれ、一説によると、税理士法改正が行なわれば、一般消費税が導入されても、国税庁職員を大幅に増やさないで済む。といわれております。（六月五日、衆議院大蔵委員会 只松祐治委員（日本社会党）の質問より引用）これが事実ならば、我々税理士を懲罰当局の手先に利用しようとしていることは明白です。又、政府は「財政危機」を理由に昭和五十五年度以降の適当な時期に一般消費税の導入を予定しております。

不公平税制の是正、行政改革等による行政費用の削減等が行なわれ定着しつつある今日の歴史の流れを変えないためにも、ここで腰をくすえ地道な運動を展開していく必要があります。

当連盟はここ数年の定期代議員総会で反対決議をしております。

大会決議にもありますように、積極的にこの問題についても取り組んでいきたいと思っております。

明日の税理士制度は

自らの手で築くもの！

全国の青年税理士の燃ゆる情熱を生かし、敗北や孤立を恐れず、税理士の社会的地位の向上の基礎である、「国民のための税理士制度」の確立をめざし、頑張って行なう税理士問題等に対しても特

この他にも大事な問題である「会社法改正問題」「小企業対策問題」「国税幹部職員の不当な天下り税理士問題」等に対しても特

團結を
さらに強固に！

最後に、当連盟は税理士業界の内外において高く評価され、それなりに大きな影響力を持っております。そこで更により強い影響力を持つためには、組織を拡大し強化していくことが必要であります。

それに対応して既存の単位青税を作ることももちろん大切ですが、それ以上に結束を固め強化していくことも重要であります。どうかこの重大な難局を乗り切っていく意味でもより一層の團結をお願いする次第です。

主張

税理士法の一部を改正する法律案（以下「改正案」という）は六月十四日延長国会にも拘らず審議未了・廢案となつた。翌六月十五日、日税連は緊急正副会長会を開き、「……同法案が次の国会に直ちに再提出され、早急審議のうえ成立に達することを關係方面に切に要望する」決議をした。本来なら廢案になつた法案の再提出を求める場合、改めて会員に下ろし、再度意見を聞き、充分審議をし結論を出すべきであろうが、まったく会員の声を無視し、独断にて、「現在の段階では最上のものである」との見解を変えず、機関決定をしてしまつた。

当連盟は、全国三万余の会員に詳細を殆んど知らせることなく法案の成立に盲進した日税連幹部の反省を求めたが、時間が経ち、改悪の内容が明らかになるにつれ、反対運動が全国に湧きあがるのを恐れる日税連は、第八十八臨時国會が最後のチャンスとみて、その成立に固執したのである。

その手段として、「臨時国会に税理士法を最優先でお取上げ乞

う」という電報を全国会議員に出したり、又、日税連幹部は我々からかき集めた会費を飲食費や政治献金に当てているといわれている。

さらに、日税連は会員の公器である機関紙（税理士界）を私物化して日税連に都合のよい記事のみを掲載している。そして法案に対するグループに対し攻撃を加えている。それでも飽き足らない日税連は、各単位会長宛に「税理士法改正に対する反対、妨害策動につき注意喚起」との文書を送付し

これは、税理士の自主性を奪い取り、一般消費税の創設、増税に備えて、国民から重税を徴収する手先としての策謀としか考えられない。

一般消費税創設のための布石

一説によると、一般消費税の導入に際し、国税職員の増員が八千

日税連のすすめ

法改正を阻止しよう！

協力を求めている。このようにして、カネを使い、言論弾圧まで行なつて、改悪案を再び第八十八臨時国会に提出させたが、再び廢案になつたのである。

この「改正案」の 「どこがよいのか！」

今回の改正は多くの点で後退しており、「国民のための税理士制度」の確立とは大きく逆行したものとなっています。その端的なものとなっています。

この「改正案」での税理士の使命のとして、「助言義務規定の新設」「使用者等の監督義務の新設」

「記帳義務の拡大強化」「懲戒処分の即時発効」等と一段と税理士を締めつける「取締立法」として金に当てているといわれている。

これは、税理士の自主性を奪い取り、一般消費税の創設、増税に備えて、国民から重税を徴収する手先としての策謀としか考えられない。

税理士は最大のメリットは業務拡大であると評価しているが、重要な事項は「政令」「省令」委任が従属化されいくことは自明の理である。

日税連は最大のメリットは業務拡大であると評価しているが、重

要事項は「政令」「省令」委任が

多く、内容もきわめて不明確で業

務拡大には結びついていない。む

しろ国税当局の恣意的介入の余地

が多分にあり、他団体（青申会・

商工会・法人会等）の税理士業務

の分野侵入への道を与えるものとなつてゐる。

次回の国会へ三たび提出か！

このように、今回の改正は「失

うものが多く得るものはない」の

結論に達している。しかし、日税

連は、同「改正案」を三度次の国

会に提出されるものと思われる。

日税連は巧妙な宣伝活動を通じ

私たちの言論や行動に対し根拠の

ない、アカ攻撃まで加え、法改正

を推進しようとしている。私たち

は、これらの攻撃にもめげず、次

代を担う青年税理士との自覚のも

とに団結し「国民のための税理士

制度」確立に逆行した「改正案」

に断固反対をし、再々上程阻止の

ため根気つよく闘つていいこう！

（特試制度」「資格認定制」を人事

管理の一環として（退職後の生活

保険）考へてのことである。國

家試験は國民に開かれた制度で、

人事管理対策とは別次元の問題で

あり絶対に許すことが出来ない。

業務拡大になつていな

い

税理士は最大のメリットは業務

拡大であると評価しているが、重

要事項は「政令」「省令」委任が

多く、内容もきわめて不明確で業

務拡大には結びついていない。む

しろ国税当局の恣意的介入の余地

が多分にあり、他団体（青申会・

商工会・法人会等）の税理士業務

の分野侵入への道を与えるものとなつてゐる。

次回の国会へ三たび提出か！

このように、今回の改正は「失

うものが多く得るものはない」の

結論に達している。しかし、日税

連は、同「改正案」を三度次の国

会に提出されるものと思われる。

日税連は巧妙な宣伝活動を通じ

私たちの言論や行動に対し根拠の

ない、アカ攻撃まで加え、法改正

を推進しようとしている。私たち

は、これらの攻撃にもめげず、次

代を担う青年税理士との自覚のも

とに団結し「国民のための税理士

制度」確立に逆行した「改正案」

に断固反対をし、再々上程阻止の

ため根気つよく闘つていいこう！

（特試制度」「資格認定制」を人事

管理の一環として（退職後の生活

保険）考へてのことである。國

家試験は國民に開かれた制度で、

人事管理対策とは別次元の問題で

あり絶対に許すことが出来ない。

業務拡大になつていな

い

税理士は最大のメリットは業務

拡大であると評価しているが、重

要事項は「政令」「省令」委任が

多く、内容もきわめて不明確で業

務拡大には結びついていない。む

しろ国税当局の恣意的介入の余地

が多分にあり、他団体（青申会・

商工会・法人会等）の税理士業務

の分野侵入への道を与えるものとなつてゐる。

次回の国会へ三たび提出か！

このように、今回の改正は「失

うものが多く得るものはない」の

結論に達している。しかし、日税

連は、同「改正案」を三度次の国

会に提出されるものと思われる。

日税連は巧妙な宣伝活動を通じ

私たちの言論や行動に対し根拠の

ない、アカ攻撃まで加え、法改正

を推進しようとしている。私たち

は、これらの攻撃にもめげず、次

代を担う青年税理士との自覚のも

とに団結し「国民のための税理士

制度」確立に逆行した「改正案」

に断固反対をし、再々上程阻止の

ため根気つよく闘つていいこう！

（特試制度」「資格認定制」を人事

管理の一環として（退職後の生活

保険）考へてのことである。國

家試験は國民に開かれた制度で、

人事管理対策とは別次元の問題で

あり絶対に許すことが出来ない。

業務拡大になつていな

い

税理士は最大のメリットは業務

拡大であると評価しているが、重

要事項は「政令」「省令」委任が

多く、内容もきわめて不明確で業

務拡大には結びついていない。む

しろ国税当局の恣意的介入の余地

が多分にあり、他団体（青申会・

商工会・法人会等）の税理士業務

の分野侵入への道を与えるものとなつてゐる。

次回の国会へ三たび提出か！

このように、今回の改正は「失

うものが多く得るものはない」の

結論に達している。しかし、日税

連は、同「改正案」を三度次の国

会に提出されるものと思われる。

日税連は巧妙な宣伝活動を通じ

私たちの言論や行動に対し根拠の

ない、アカ攻撃まで加え、法改正

を推進しようとしている。私たち

は、これらの攻撃にもめげず、次

代を担う青年税理士との自覚のも

とに団結し「国民のための税理士

制度」確立に逆行した「改正案」

に断固反対をし、再々上程阻止の

ため根気つよく闘つていいこう！

（特試制度」「資格認定制」を人事

管理の一環として（退職後の生活

保険）考へてのことである。國

家試験は國民に開かれた制度で、

人事管理対策とは別次元の問題で

あり絶対に許すことが出来ない。

業務拡大になつていな

い

税理士は最大のメリットは業務

拡大であると評価しているが、重

要事項は「政令」「省令」委任が

多く、内容もきわめて不明確で業

務拡大には結びついていない。む

しろ国税当局の恣意的介入の余地

が多分にあり、他団体（青申会・

商工会・法人会等）の税理士業務

の分野侵入への道を与えるものとなつてゐる。

次回の国会へ三たび提出か！

このように、今回の改正は「失

うものが多く得るものはない」の

結論に達している。しかし、日税

連は、同「改正案」を三度次の国

会に提出されるものと思われる。

日税連は巧妙な宣伝活動を通じ

私たちの言論や行動に対し根拠の

ない、アカ攻撃まで加え、法改正

を推進しようとしている。私たち

は、これらの攻撃にもめげず、次

代を担う青年税理士との自覚のも

とに団結し「国民のための税理士

制度」確立に逆行した「改正案」

に断固反対をし、再々上程阻止の

ため根気つよく闘つていいこう！

（特試制度」「資格認定制」を人事

管理の一環として（退職後の生活

保険）考へてのことである。國

家試験は國民に開かれた制度で、

人事管理対策とは別次元の問題で

あり絶対に許すことが出来ない。

業務拡大になつていな

い

税理士は最大のメリットは業務

拡大であると評価しているが、重

要事項は「政令」「省令」委任が

多く、内容もきわめて不明確で業

務拡大には結びついていない。む

しろ国税当局の恣意的介入の余地

が多分にあり、他団体（青申会・

商工会・法人会等）の税理士業務

の分野侵入への道を与えるものとなつてゐる。

次回の国会へ三たび提出か！

このように、今回の改正は「失

うものが多く得るものはない」の

結論に達している。しかし、日税

連は、同「改正案」を三度次の国

会に提出されるものと思われる。

日税連は巧妙な宣伝活動を通じ

私たちの言論や行動に対し根拠の

ない、アカ攻撃まで加え、法改正

を推進しようとしている。私たち

は、これらの攻撃にもめげず、次

代を担う青年税理士との自覚のも

とに団結し「国民のための税理士

制度」確立に逆行した「改正案」

に断固反対をし、再々上程阻止の

ため根気つよく闘つていいこう！

（特試制度」「資格認定制」を人事

管理の一環として（退職後の生活

保険）考へてのことである。國

家試験は國民に開かれた制度で、

人事管理対策とは別次元の問題で

あり絶対に許すことが出来ない。

業務拡大になつていな

い

税理士は最大のメリットは業務

拡大であると評価しているが、重

要事項は「政令」「省令」委任が

多く、内容もきわめて不明確で業

務拡大には結びついていない。む

しろ国税当局の恣意的介入の余地

が多分にあり、他団体（青申会・

商工会・法人会等）の税理士業務

の分野侵入への道を与えるものとなつてゐる。

次回の国会へ三たび提出か！

このように、今回の改正は「失

うものが多く得るものはない」の

結論に達している。しかし、日税

連は、同「改正案」を三度次の国

会に提出されるものと思われる。

日税連は巧妙な宣伝活動を通じ

私たちの言論や行動に対し根拠の

ない、アカ攻撃まで加え、法改正

を推進しようとしている。私たち

は、これらの攻撃にもめげず、次

代を担う青年税理士との自覚のも

とに団結し「国民のための税理士

制度」確立に逆行した「改正案」

に断固反対をし、再々上程阻止の

ため根気つよく闘つていいこう！

（特試制度」「資格認定制」を人事

管理の一環として（退職後の生活

保険）考へてのことである。國

家試験は國民に開かれた制度で、

人事管理対策とは別次元の問題で

あり絶対に許すことが出来ない。

業務拡大になつていな

い

税理士は最大のメリットは業務

拡大であると評価しているが、重

要事項は「政令」「省令」委任が

多く、内容もきわめて不明確で業

吹けば飛ぶような経営基盤の事務所の所長に多くの時間と労力と財力の犠牲を半ば強制的に払わせるのは、あまりにも過酷である。制度問題が中心になるくらいがあるため、一部の会員はつい遠慮して沈黙せざるを得ないのが実情だと思う。

換言すれば、各種の制度問題の根本的な改善を図るためにには政治の力を借りなければならない。「政治は力なり、力は金なり」と喝破した政治家もいるが、政治を動かす国会議員に影響を与えためには、組織としての票田と資金がある程度必要不可欠なことは誰しも否定できない。

青年らしい純粋な正義感だけでは少數精鋭的な自己犠牲の上に成り立つ組織の行動力は、はなはだ労多くして功なしの感を禁じ得ない。一時的な無理は貫けても、持続的な無理は組織の崩壊につながるという危惧の念を抱く者は、おそらく私一人ではない筈である。

幸にも、全青税の組織には、法対策部や組織部がある。研究部はそれらの部と協調しながらも、制度問題一色に塗りつぶされないので、我々の出張を声高らかに掲げられるよう、余裕のある事務所経営の体質改善問題を真剣に取り上げ

てみたい。

懇々と時代を先取りして繁荣する事務所経営の条件づくりを、全財力の犠牲を半ば強制的に払わせるのは、あまりにも過酷である。制度問題が中心になるくらいがあるため、一部の会員はつい遠慮して沈黙せざるを得ないのが実情だと思う。

換言すれば、各種の制度問題の根本的な改善を図るためにには政治の力を借りなければならない。

「政治は力なり、力は金なり」としての MAS (マネジメント、アドバイザリー、サービス) 業務の具体策

① 税法の専門家としての高度な事例研究

② 中小企業の経営コンサルタントとしての MAS (マネジメント、アドバイザリー、サービス) 業務

③ 記帳代行業務の拡充と意思決定会計への足がかりとしてのコンピューターやマイコンの活用方法等の問題について研究し、全青税の会員になることによって、足腰のしつかりした事務所経営ができるよう情報年2回のシンポジウムを通じて提供したいと思ふ次第である。

大変欲張った就任の挨拶になつてしましましたが、有能な副部長がでてしましました。皆様のご協力を切にお願いいたしました。

幸運も、全青税の組織には、法対策部や組織部がある。研究部はそれらの部と協調しながらも、制度問題一色に塗りつぶされないので、我々の出張を声高らかに掲げられるよう、余裕のある事務所経営の体質改善問題を真剣に取り上げ

新組織部長に就任してみて、青税の足元の基礎固めの難しさに戸惑つているところです。今年度の重点目標は次のとおりです。

一、過去の執行部・組織部の努力により単位青税が統々と誕生し現在単位会で単位青税のないのは、北海道会・四国会・九州北部会・沖縄会の四会を残すのみとなりました。今回の税理士法の改悪反対運動を通して感じられたのは、国会議員の有力な人々は、主として地方出身であります。どう青税の組織力の強い地域と正反対の傾向にあること。

このため、地方有力議員に接触なり運動しようとしても、そのパイプがなく、また議員の選挙地盤に青税会員がないため、効果が今一步であったことなどがあげられる。このため、次の通算国会に再び税理士法の上程が予想されることを鑑み、北海税の結成を最大の目標としてい



一単位会に

一単位青税を

組織部長 細江美幸

なお、北海道に関しては、東京青税、四国及び北九州に関しては大阪青税の協力を仰ぐことになりますので、宜しくご協力をお願いいたします。

二、今後の単位青税の発展強化のために、全青税よりの各方面にわたるバック・アップが必要との程、お願いいたします。

一、過去の執行部・組織部の努力により単位青税が統々と誕生し現在単位会で単位青税のないのは、北海道会・四国会・九州北部会・沖縄会の四会を残すのみとなりました。今回の税理士法の改悪反対運動を通して感じられたのは、国会議員の有力な人々は、主として地方出身であります。どう青税の組織力の強い地域と正反対の傾向にあること。

このため、地方有力議員に接触なり運動しようとしても、そのパイプがなく、また議員の選挙地盤に青税会員がないため、効果が今一步であったことなどがあげられる。このため、次の通算国会に再び税理士法の上程が予想されることを鑑み、北海税の結成を最大の目標としてい



全会員の参加出来る

厚生部活動を求めて

厚生部長 大熊勇司

この度、厚生部長という重要なポストに選任され、いささか心細い面もありますが、歴代厚生部長を初めとして、良き諸先輩に恵まれていますので、一生懸命、頑張りたいと思います。

私が、厚生部長に選任されましたのは、昭和五十五年七月に第十回国会に再び税理士法の上程について開催されるからで、会員一同

私は、全青税を一つの輝かしい玉にたとえていうならば、玉を形成するものは、個々の青税会員であり、全青税の厚生行事は、その構成員たる個々の会員の参加なくしては、その本来の効果を發揮しえないと思います。

私は、ここに厚生部としての最重要課題を青税結成精神の原点に立ち戻り、全会員の参加が出来る

る次第ですので、全国の会員の皆様方の御協力を願います。

即ち、税理士の資格は苦しい過

年の間に結成された単位青税について、重点的に協力、応援体制をしきたいと考えています。単位青税よりの申し出があれば早速飛んで行きたいと思つております。そこで、いつでも、気楽に申込み下さい。

程を経て手にしたもの、右も左もわからず、税理士会に出席しても見知らぬ人達の中、共通の問題意識もなく、税理士制度についての自己の自由な意見を述べる機会もなく、自由に議論をたたかわす場も持てず、冷たい孤独の中で、ひとり悩む心若き素朴にして純粹な税理士が、全青税の存在を知り、全青税の各種行事の一環としての厚生行事に参加し、体力・智力・徳力を増して、今日直面する税理士法改正問題をはじめとする諸問題に、青年らしく雄々しく正面から立ち向かって行く勇気と希望をもってもらいたいのです。

そして、国民と共に歩む税理士としての生きがいを見出し、自己の歩む豊かな道を築いて欲しいのです。こうした勇気と希望に満ちた個々の点たる青年税理士が、各単位青税を形成し、単位青税が、独自で厚生行事を行うと共に、他地区の単位青税と共同の厚生行事を行うことによって輝かしい全青税という玉を形成するのです。

その一端を担うのが他ならぬ厚生部の役割であることを思いますと、その責任の重大さを改めて痛感します。

浅なたうの識とよ御審が理

程を経て手にしたもの、右も左もわからず、税理士会に出席しても見知らぬ人達の中、共通の問題意識もなく、税理士制度についての自己の自由な意見述べる機会もなく、自由に議論をたたかわす場も持てず、冷たい孤独の中で、ひとり悩む心若き素朴にして純粹な税理士が、全青税の存在を知り、全青税の各種行事の一環としての厚生行事に参加し、体力・智力・徳力を増して、今日直面する税理士法改正問題をはじめとする諸問題に、青年らしく雄々しく正面から立ち向かって行く勇気と希望をもつてもらいたいのです。

行事であつても、常に、資格をとりたての税理士、開業したての税理士、或いは比較的自由に行動しにくい立場の勤務税理士等にとっても、気軽に安心して参加出来るものでなくてはならないということがあります。

改悪案の再上程阻止



法対策部長
武田晃輔

第八十七回国会において、一税理士法の一部を改正する法律案が六月十四日、会期終了により、審議未了廢案になつたことは既に御承知の通りです。

としての生きがいを見出し、自己の歩む豊かな道を築いて欲しいのです。こうした勇気と希望に満ちた個々の点たる青年税理士が、各単位青税を形成し、単位青税が、独自で厚生行事を行なうと共に、他地区の単位青税と共同の厚生行事を行うことによって輝かしい全青税という玉を形成するのです。

その一端を担うのが他ならぬ厚生部の役割であることを思います
と、その責任の重大さを改めて痛感します。

改悪反対に文字通り寝食を忘れて傾けた情熱と、その行動に深く感動する敬意を表するものです。

世相は、賃金も五倍強、国民の生活レベルも格段に飛躍し、白黒テレビをようやく買える時代からカラー録画つきテレビまで、又々害問題などに見られる国民の権利意識の大幅な高揚等数次の進歩で

このよくな改悪の内容であれば、少なくとも税理士の将来を眞面目に考え、税理士制度の發展向上を願っている青年会員の反対こそあれ、賛成が得られないのは当然である。

それを、この改正案に反対するものは、「赤旗」と思想・信条を少なくとも主義主張を同じくするグループとか、価値感を異にする一部の過激派とか、これでは自分

その衝に当ることになり、そりゃ責任の重大さを痛感している次第です。

果してこれが日税連幹部のい
う、税理士にとって現在考えられ
る最上のものであろうか。むしろ
国税当局と国税労組にとって、最
上のものでなかろうか。

の再上程阻止
動を展開しよう

る。このように考へると、むしろ課税当局に都合の良い改正内容であり、税理士にとって不利になるものが多いた。

こうして青税会員の全員が、肩生行事に参加出来る喜びを肌で感じる中で、播かれた種子が、やがて迎える岡山大会に向かって大きく育ち、花を咲かせ、実を結ばせることが出来るなら、全青税厚生部長として、これに優る嬉しさはあります。

知ることが出来る。
しかし、この税理士法改正の中味については、昭和三十九年の焼き直しの案すら、税務当局との折衝で苦難をきわめたというから、あきれ返って苦笑するしかない。

国税当局には、飼い犬の如く「シッポ」を振り、税理士会員には「番犬」の如く吠え散らすやつ方に断固として承服できない。個人的な感情を別にしても、同じ改悪案を再度提出するなら、断固廃案運動を続けねばなるまい。

達の意見に反対するものは全て、「アカ」と決めつけているも当然である。

戦前は、軍部に反対するものは、すべて「アカ」と決めつけて軍部の独裁をはかったのと、まったく同じやり口である。

日税幹部が戦前自ら実践した、同じやり口で、やろうとするなら、時代錯誤も甚だしく、狂気の沙汰である。

(今回の使命中、税務に関する専門家との用語が税理士の資格条件と関係がある)

使命、自主権等について

憲法三十条ないし憲法八十四条から租税法律主義により、税法が経済事情をすべて包容することはできない。そこに法律解釈の相違が生じるのは当然である。税理士は納税者の権利を擁護して、法解釈にあたることがもつとも重要なことである。

使命について、シャープ勧告から昭和三十九年改正案における国会までの国税当局の発言でも前述の答弁、あるいは附帯条件があつた。

しかし改正法律案における国会審議において、国税当局から前進の答弁がでなかつたのは、残念であった。使命について利害関係者は、国税当局だけである。

自主権は、前進がまつたくなく小企業税務対策を義務化させ、会員に日税連の会則を守らすといふ、国税当局の統制・監督強化をいつそう増大させている。

助言義務、使用人監督義務および帳簿記載義務は、法律で規定する必要がなく、倫理規定であつて会則等にゆだねるべきである。い

ずれにしても、国税当局に伝家の宝刀を与えてはいけない。

一、業界内部から国民運動に展開していくべきである。

運動論を討議する一つの資料として、アンケートを実施し、六月三十日現在の調査結果について、アンケートとともに報告されました。(アンケートとその結果は、別紙参照)

- 一、業務、試験制度を明確にもう一歩つこんだ議論が必要。
- 二、國税当局に組織的に日税連を含みうまくしてやられた。
- 三、地方では日税連のPRがいきとどいている。

一、一般会員は、前進でないと思つてると同時に無関心である。

一、一般会員にもっとPRすべきである。

第二分科会

「一般消費税」について

益子良一(神奈川)

全国青税では、一般消費税は、国民生活と中小零細業者を圧迫し

税反対のキャンペーンやパンフレットの作成などの情報提供などの活動を行なつてきました。

このような状況のなかで、一般消費税の導入が具体的な日程となつてきました現在、我々全国青税として、また個々の税理士として、反対のための行動をどのように行なつていいかということで、今回の総会では、一般消費税に対する運動論を中心的に討議す

るための運動論を中心的に討議す

進めました。

運動論を討議する一つの資料と

して、アンケートを実施し、六月三十日現在の調査結果について、

アンケートとともに報告されました。(アンケートとその結果は、別紙参照)

- 一、アンケートは、二つからなりたつております。
- 二、「一般消費税についてのアンケート(その二)」は、一般会員の意識調査をしたものです。

「一般消費税導入阻止のための運動論」は、アンケートのボリュームからみて、回収率は、非常によかつたといえます。

回収数は、三十六通で、回収率は二十八%と、アンケートのボリュームからみて、回収率は、非常によかつたといえます。

神奈川青年税理士クラブに協力をいただき、神奈川青税の会員百二十八人に実施しました。

回収数は、三十六通で、回収率は二十八%と、アンケートのボリュームからみて、回収率は、非常によかつたといえます。

「一般消費税に関する知識」については、神奈川の松本治郎会員から報告がおこなわれました。

その中で、税理士で、一般消費税導入に賛成する会員は、ゼロであり、全部とはいえないけれども、取りくみは進んでいるといえます。

もとより報告がなされました。

「税理士制度と一般消費税」について、神奈川の尾崎一郎会員

新設に反対する神奈川県民連絡会に参加したように、国民的な

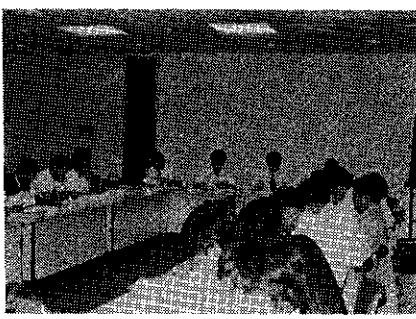
運動論」については、神奈川の井上貞文会員より報告がなされました。

その報告の中で、三つの点が指摘されました。

(1) 国民運動への参加

神奈川青税が、「一般消費税の新設に反対する神奈川県民連絡会」に参加したように、国民的な

サイドになつて運動を進める必要



がある。

(2) 税理士会内部の取り組み方の問題

各地の税理士会の中で、反対の活動を行なうことに障害があったとしても、積極的に取り組んでいく必要がある。

(3) 税理士会員が個人としてなにができるか。

税理士は税の専門家として、中小企業の身近かな相談相手となっている。だから関与先との関係を重視して、一般消費税のもつ問題点を訴えていく必要がある。

そのあと、全青税として反対運動を進めていく上でアングルート調査、「一般消費税についてのアンケート(その一)」についての報告が座長よりなされました。

単位会の反対運動の現状を把握する目的でつくられたものです。各地の単位青税二十通と税理士が構成員となっている他団体八通合計二十八通のうち回収数は、十六通で、回収率は、五十七%となります。

しかし、今までの全青税としての取り組みからみると、回収率は、非常に悪かったといえます。

位会は、よくやっているといえます。

これらアンケート結果をふまえた上で、反対運動に対する経験交換が行なわれました。

論議されたことは、税理士界からの反対の意志表明がないために、反対運動が非常にやりにくいために、反対意見がだされました。

これに対し、青税などが、日税連執行部をつきあげていく必要があるとする意見がだされました。

また、一般消費税の導入は、新たな不公平の拡大であり、大企業にとっては、非常に優遇される税制である。

「投資財税額控除」あるいは、「国境税調整」など、内容の勉強が不十分である。とくに単位会として、勉強していく必要があるのではないかとする意見がだされました。

最後に、「提言」として、東京都新財源構想研究会を継承する機関として、全青税で、プロジェクトチームをつくり、発表していく必要があるとの貴重な意見がよせられました。

最後に、我々税理士の必要があるとの貴重な意見がよせられました。中には、一般消費税の導入には反対するが、いざ具体的な反対運動を行なおうすると、しりごみす

る傾向もなきにしもあらずです。

とくに国民的な運動の中に、税の専門家としてはいっていいことに抵抗を感じている人達もいます。また、一度も国会の場に上程されたいにものかわらず、もう通ることを前提にして、通った

かかり税理士法は今回廃案になっただけですが、やはり廃案になつたのは、我々が反対運動を行なつた成果の一つかいえます。

反対運動を行なつていけば、政

府がいくら導入したいといつて

も、決して国会の場を通ることもできないわけです。

そのためには、反対運動を税理士だけの枠にとどめておかないと、国民的な規模にたつて今後活動を続けていく必要があります。

そのためにも、まだ、一般消費

税の導入阻止に積極的に取り組んでいない各地の単位会でも、今回

の分科会の討論をふまえて、その地域で反対の運動をおこして下さい。との発言によって、分科会が終了した。

第三分科会

「商法改正問題」について

斎藤 克彦 (東京)

商法改正問題の報告は、①商法改正の歴史、②昭和四十九年改正の問題点、③商法二次改正の狙いと問題点、の三点について報告し、とくに今日われわれの目が税理士法改正にむいているときに、商法の第二次改正作業にも目を向け必要があるとの貴重な意見がよせられる必要があるのでないかと報告、討論のなかで指摘され、次の内容の報告をした。

① 商法改正の歴史

四十年不況による山陽特殊鋼等

(2) 改正の問題点

昭和四十九年

この改正は、当初粉飾決算防止

を目的とし、その制度を強化、改善

をはかるべく法制審議会商法部会

において二十項目からなる「商法

の一部を改正する法律案要綱」が

作成され、国会上程後に

議院での二点の修正と十項目に及ぶ付帯決議、参議院での若干の修

正と三項目の付帯決議がなされ、

昭和四十九年三月に成立した。

この改正は、

元化することによって、公表会計

の社会的信頼をとりもどし、第三

者監査たる公認会計士の証明によ

り、その公表効果を一層高めよう

とした。

それは公表会計制度を商法に元化することによって、公表会計の社会的信頼をとりもどし、第三

者監査たる公認会計士の証明によ

り、その公表効果を一層高めよう

とした。

り、この背景の基に昭和四十九年の改正では、株式会社の在り方が特に注目されるようになったこと

の報告をした。

とりわけ取締役の責任強化を伴わない「監査制度の充実・強化」は四十九年改正の背景となつた。本的問題を解決しないばかりか、公認会計士監査の導入によって、会社の大小区分等の制度の基礎を確立したのである。

二、執行権限の拡大

戦後の商法の改正歴史は、取締役会の執行権拡大の歴史であるとよく言われるが、四十九年改正も全くその通りである。法制審議会商法部会の「商法の一部を改正する法律案要綱」の追加四項目は、四十九年改正作業過程で、当初の意図とは直接関連のない、抱合せ増資・転換社債発行・累積投票・休眠会社に関するもので、前者二項目については、企業金融は全般的に取締役会に権限が集中し法律上も原則として確立された制度となり、取締役会の執行権は一段と拡大され、企業金融に対する一般株主のコントロール機能は事実上なくなつた。

監査制度改正作業の当初から指摘されていた一年決算移行——中間配当制度は、このことを明らかにしている。

累積投票の定款による全面排除の規定が少数株主による執行コントロール機能の排除を狙つたこと

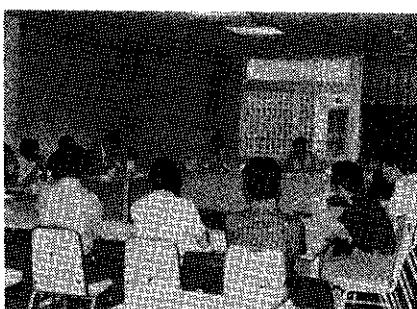
も明らかであり、これらにより取締役の執行権限をより拡大強固のものにした。

三、商法改正反対運動

イ 商法改正反対運動の萌芽

四十一年十月、法制審議会の商法部会は、相次ぐ大会社の粉飾決算に対処するため、株式会社監査制度等の抜本的改正への審議を開始したところ、四十一年日本税理士会連合会（税理士会）もいち早く「商法改正対策特別委員会」を発足させた。

税理士会がこのように強い関心を示したことは、監査制度強化の美名のもとに公認会計士が相乗することにより、税理士の職業的地位低下を招くことになり、税理士にとってはまさに死活問題として認識されたのである。



税理士会は四十三年十月十六日

「株式会社監査制度改正試案に対する意見書」を発表し從属会社に対する支配会社の立入調査権を付与している点、ならびに大会社

税理士会は同年十月「商法改正反対決起大会」、十二月に「商法改正反対国民大会」を開催した。

ハ、商法改正運動の成果

税理士会は同年十月「商法改正反対決起大会」、十二月に「商法改正反対国民大会」を開催した。

四十八年三月改正案の国会上程の特例を適用せず、公開会社に限定すべきであることなどを指摘した。

四、運動の進展

四十四年七月法制審議会商法部会は「株式会社監査制度改正要綱」を発表し、同年大蔵省は十二月十六日「企業会計原則修正案」を作成している、商法・証取法の監査の一元化の名のもとの四十九年改正のポイントである三十二条二項の了解がなされたわけであるが、これは経團連等の強い会連合（税理士会）もいち早く「商法改正対策特別委員会」を発足させた。

また国会においては、税理士会一部幹部の交渉により衆議院審議の終盤に改正反対運動の火消し役として修正事項があらわれ、結果「附則第二項修正」・「特例法第四条第二項第三号修正」と他にいわゆる十項目の付帯決議なるものが用意され、税理士会の反対運動を抑えるのに大きな役割を果した。

衆議院の審議を通じて、商法改正三法案が粉飾決算の防止に無益であるばかりでなく、大会社中心の改悪であることが明らかになつた。

こういったときに、「商法改正反対国民会議」が結成され、国民運動へと展開した。

四十九年第七十二国会は、結果として衆議院における修正事項と參議院のそれを並置してみると、その質的相違が指摘できる、參議院のそれは少なくとも全国民的要請を考慮せざるをえない状況になつた。

この商法改正では、大会社と國

表した「商法の一部を改正する法律案に関する意見書」がその一つとして衆議院における修正事項と參議院のそれを並置してみると、その質的相違が指摘できる、參議院のそれは少なくとも全国民的要請を考慮せざるをえない状況になつた。

四十九年第七十二国会は、結果として衆議院における修正事項と參議院のそれを並置してみると、その質的相違が指摘できる、參議院のそれは少なくとも全国民的要請を考慮せざるをえない状況になつた。

二次改正の意見照会は、その前文で、さきの監査制度の改正を含む商法改正を審議した国会における付帯決議の趣旨に基づいて「昭和四九年九月から、株主総会、

取締役会制度等会社法の基本的な問題点について検討を開始」した旨を述べている。

民大衆との対決が前面に出ってきたことが特徴である。これは国民會議を中心とした国民的反対運動が大きく寄与したことは事実である。

④ 商法一次改正の問題点

問題点

五十年六月十二日、法務省民事局参事官室は、各界、各関係団体に対して、「会社法改正に関する意見照会について」の文書を送付し、四十九年改正に引き続き、再び商法改正の作業に着手した。

統一して「株式制度に関する意見照会」そして「株式会社の機関に

照会」

が報じられている、今回の二次改正是一次改正の仕上げと補完といわれている。

これが報じられている、今回の二次改正是一次改正の仕上げと補完といわれている。

衆参両院の附帯決議が意見照会を提起しているような会社制度の改革を前提としていたかは、疑問である。衆参両院での審議の段階では今回の意見照会が予定しているような論議はなされていないからである。

四十九年七月、経団連は、「商法改正に関する緊急要望事項」として十三項目をとりまとめ法務省などに要望している。

今回の意見照会は、右の附帯決議よりこの経団連の要望をより重視しているように思われる。

今回の意見照会には、大小会社の区分、株式会社、有限会社の最底資本制度という、前回の改正にあたって、中小企業諸団体から反対を受けた、その同じ内容が、さらに露骨な形で再び提起されている。

むしろ今回の再改正は、その仕上げとして、国民各層の強力な反対をおしきりても強引に完成させようとする並々ならぬ決意のほどが示されているように思われる。

次に、二次改正の基本的問題点を掲げ、全国青税のこれに対する立場を並記する。

一、中小企業の切捨てと差別

イ、大小会社の区分について

商事に関する基本法たる商法に大小会社区分の考え方を導入することは、中小企業の差別と切捨につながりその経済活動に重大な弊害をもたらす恐れがある。

ロ、株式会社及び有限会社の最低資金制度について

最低資金制度を設けて、中小企業を株式会社から排除する合理的理由はない。

現実に中小企業が株式会社として存在している事実は、わが国において経済活動を円滑に行う上で、それが有効かつ必要であることを示している。

二、商法への連絡決算制度導入について

商法への連絡決算制度の導入が監査制度の強化や、企業内容開示等は、これで充分に目的を達することが出来る。

三、執行権の強化について

戦後の商法改正は一貫して、執行権の強化と資本調達方法なし、資本蓄積方式の合理化の流れをたどっている。監査制度の改正もこの流れにあり、執行権の強化によってもたらされた粉飾決算、

公害等の諸問題を執行権の縮少を伴なわざ解決し、国民の信頼感を継ぎ止めるための監査強化充実を形式上規定したものである。

執行権の拡大、強化に繋がる改正是、今までの法改正の経過から、株主総会を層々形骸化させ、株主の権利を侵害し、経営の放縱をもたらす結果となる。

四、企業結合、合併、分割について

企業結合は、金融機関を中心とした会社間の再編、企業集團化による資本集中が進んでおり、これらは市場構造の変化から一般消費者の利益を害する場合など悪い影響がある。

合併についても公正な取引が阻害されるような状態が発生している。商法上安易な合併方法を認めるべきではない。

分割については、経営者責任を分割会社に転嫁することも考えられ、このような分割が規定され容易に行なわれば放漫經營による経営の責任を不明確にすることになる。

その他分割には色々の問題があり、また企業の分割は昭和四九年七月の経団連の十三項目の要望事項のトップに位置してあるのも十分注意すべきである。

五、企業の社会的責任と大企業の規制について

これについては、商法の改正に規制を別途規定すべきである。

「事務所経営」について

田 中 育 雄 (名古屋)

第四分科会は事務所経営をテーマに分科会が開催された。業界を取り巻く環境がきびしくなっていることを反映してか、百名を越える参加者で活発な討論が展開された。

最初に名古屋青税の加藤義幸会員より「税理士事務所の顧客に対するサービス向上について」の報告がなされた。加藤会員は、(一)税理士自身のあり方、(二)顧客のニーズはいかなる形で存在するか、の二つの問題意識の下に税理士業務を十四種類に分類し、業務内容を拡大した場合及び本来の税理士業務に専業した場合のメリット・デメリットについて分析した。更にサービス供与方法について税理士

ビス供与の基本であることを強調した。

二番目に東京青税の武田会員が

「合同事務所経営について」次の

報告がなされた。加藤会員は、(一)税理士自身のあり方、(二)顧客のニーズはいかなる形で存在するか、の二つの問題意識の下に税理士業務を十四種類に分類し、業務内容を拡大した場合及び本来の税理士業務に専業した場合のメリット・デメリットについて分析した。更にサービス供与方法について税理士

ビス供与の基本であることを強調した。

二番目に東京青税の武田会員が

「合同事務所経営について」次の

報告がなされた。加藤会員は、(一)税理士自身のあり方、(二)顧客のニーズはいかなる形で存在するか、の二つの問題意識の下に税理士業務を十四種類に分類し、業務内容を拡大した場合及び本来の税理士業務に専業した場合のメリット・デメリ

ト。税理士事務所自身にとっても、コンピュータ導入等の設備投

資の増大、老後、死亡の対策、勤

務の増大、老後、死亡の対策、勤

務の増大、老後、死亡の対策、勤

務の増大、老後、死亡の対策、勤

務の増大、老後、死亡の対策、勤

務の増大、老後、死亡の対策、勤

務の増大、老後、死亡の対策、勤

として、協業化事務所、法人化事務所、共同ビル事務所につき実例が紹介された。更に今後作られるべき理想像として大規模合同事務所構想が発表された。

協業化事務所

形態

①内部的にはそれぞれの税理士が独立し、対外的には一事務所として機能する。②関与先、収入、職員の帰属は各税理士個々のものとする。③事務所維持費は各自平等に分配する。

運営上の利点

- ①常に相談相手がそばにいること
- ②設備投資が分担されるので容易であること
- ③万一本人に事故があった場合、相互扶助ができる。
- ④関与先に安心感が与えられる。

運営上の問題点

- ①収入、雇用関係が異なることから事務所全体としての職員の管理が不十分で、分散的になりやすい。
- ②事務所のスペースが狭くなつた時の対策

法人化事務所

- ①有限会社で、税理士、労務士の資格を持つ古参従業員が社員、取締役となる。②出資持分は各社員平等、③運営上は代表を置くが代表取締役は存在しない。
- ①企業的運営により経営の安定が図られた。②各税理士の知識の共同利用が図れる。③職員教育が充実し、福利厚生面の改善により職員の定着率が高まつた。④関与先

の信頼が高まり各税理士の所得が増加した。⑤調査立合の代行が可能である。

運営上の問題点

①能力差に対する報酬の分配が難しい。②共同事業であるがための個性の抑制、③なかよし集団となり積極性に欠ける。

共同ビル事務所

- ①各事務所はマンション形式による個室、②区分所有で共有登記③所用資金は各自の持分割合により銀行より各自名義で調達。④室の割当は抽選で決め表通りに面した室は裏側の室より二〇万円高い
- ⑤権利義務は専有面積の割合によって取得、負担する。⑥所有事務所の譲渡及び賃貸は税理士のみとする。

形態

- ①原則として、法人組織による運営とする。②税理士は全員役員となり、出資者となる。③税理士数は十~二〇名、関与先数は五百~一千件程度とし、職員数も五〇~百名とする。

運営上の利点

- ①税理士法を考慮せず
- ②事務所のスペースが狭くなつた時の対策
- ③優秀な新卒の採用が容易になる。

運営上の利点

- ①身近にならぬので心強い安価で取得できた。③職員も仲間が増え定着性が良くなつた。④関与先からの信頼が高まつた。⑤労働条件の格差の問題も表面化しなかつた。

運営上の問題点

- ①能力、規模、年齢等がほぼ等しい税理士二十名の賛同を得ることが難しい。②個性が強く協調性に欠ける人は不向きである。③一定の年齢に達して、個人的欲望を捨てられること。

三番目に大阪青税の福元会員より「コンピューター会計導入について」報告を受けた。この中で福元会員は、現段階ではコンピューターの導入の是非を論じて、一段階ではなく、コンピューターを税理士事務所にどう役立てるかを具体的に考えるべきであるとして、財務管理システム、販売管理システム、経営管理システム、その他のシステム、導入する際の顧問先生への対策、小規模企業対策、コンピューター会計導入によるメリットとデメリットについて説明を行つた。当面の問題としては、財務管理システムの活用にとどまらず販売管理システム、経営管理システムを活用することが、顧問先生のニーズに答え、業務内容を高度化する上で重要であるばかりでなく税理士事務所の高収入を図る上で有用であると述べられた。更に今後の問題としては関与先のオフィス・コンピューター導入対策として、プログラム作成等に関与し

高度な実務知識を提供するような準備が必要だらうとの見通しが述べられた。

この後の討論では実践的な意見発表が目についたが、協業化事務所については、協業化の成功例が二~三人の会員から体験的に発言があり、その教訓として、「いろいろ心配はあったが思い切って一歩踏みだすことが重要で、当初心配された税理士相互間の問題は、システムズに処理された」という発言が印象に残つた。コンピューターの活用については、販売管理システムの迅速性について、セントラル利用の場合でも十分に可能であることが教人の発言者から立証された。全体として聞きこたえのある分科会となつた。

年末のご贈答に
ご利用ください

書込み式税経力レンダー

税務デスク・マット

各450円(20以上事務所名印刷)

お申込みは

税経月報社 東京都文京区関口1-10-18 TEL 03(268) 0570(代)

